

第3回子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会 会議録

1 日時 平成22年7月20日（火）午後3時00分～午後5時00分

2 場所 こども相談センターパトナ

3 出席委員（五十音順，敬称略）

上野，大畑，柏井，小室，柴原，寺石，徳田，中川，長浜，中村，長屋，西脇，藤本，升光，
水野，森田，山下（早）

4 次第

（1）条例に盛り込むべき内容について（第2回の続き）

（2）市民公聴会等について

（3）その他

（1）条例に盛り込むべき内容について（第2回の続き）

委員長

検討委員会ニュースで前回の議論を振り返ってみると，少し総論的な議論となっている懸念がある。行動理念を如何にライフスタイルに落とし込むかの具体的な方法を出してもらう必要がある。最終的には条例という法形式にもっていかなければならないので，それぞれの主体に対して，ある程度の方角性を持った具体性を示さないといけない。抽象論から具体論への中間あたりを規定していかなければならない。今日は具体的な方法論を出来るだけ出してほしい。

今日は，事務局から，憲章の実践方法について，主体別に分けた考え方で，おおよその箇条書きにもらった案を示してもらった。前回までの議論が反映されているかどうかも含めて，この案について議論していきたいと思う。

事務局

資料2「子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）に盛り込むべき内容骨子（素案）」について説明を行う。

委員

憲章の高邁な精神が逆に曲者なのだと思う。まず，それが出来ない大人なのだとその自覚を促す必要がある。ただ憲章の行動規範を促すような条例にしても遠い存在になってしまうだけ。

委員長

確かに理想は遥か先にあるが，出来るだけそれに近づく努力をすべきということ。なにをすれば理想に近づけるか，ということ条例化する。大人が自己認識すれば足らざるを思うばかりになるが，それでも少しずつ努力を積み上げていくしかないだろう。

委員

確かにトップダウンではなく積み上げることに尽きると思う。子育て支援の現場で、自分の子どものことしか考えていなかった親が、模範となる行動をしたり、ほかの親に声掛けができる大人に成長していく。まさに下からの積み上げである。そういった意味で、地域の子育てグループは、憲章を実践する主体になり得る。

試案にある「学校関係者」というのは、「子育て支援ステーション」や「つどいの広場」といった子育て支援関連団体を含めているのか。また「地域住民」とは、子育てグループを支える住民も含めているのか。地域活動は、行政が支えるよりもNPOが支えるほう活性化していくと思うので、そういったグループを主体にしたほうがよい。

事務局

「学校関係者」については、幼稚園、保育園を含むものと考えており、「子育て支援ステーション」や「つどいの広場」は地域住民に含むものと考えている。

委員長

地域で子育てグループを作るにはどうするのか。単に条例で「作りましょう」といっても出来ない。そういったことが促される規定が条例にあれば、子育てに関心ある地域の住民がグループ作りに動く。そういったところではどうか。

委員

グループができるプロセスはたくさんある。地域の仲間が集まって“この指止まれ”方式でできるもの、児童委員がサロンの運営するもの、成り立ちはそれぞれある。

委員長

いろいろなプロセスはあるが、子育てグループを作るとき、市が支援することはあっても主体になることはない。事務局案にいう「主体」とは、きっかけ作りを促すためにどのボタンを押すかという意味での主体であって、そこを考えていかなければならない。

委員

子育てグループに関連して発言させてもらいたい。虐待問題の背景には孤立がある。社会福祉協議会としては、取組のひとつとして「子育てサロン」を進めていこうとしている。高齢者を対象とした「ふれあいサロン」は既に実施しているが、同じように「子育てサロン」を実施することで、孤立がなくなり、悩みの解消にも繋がる。ただ、担い手、場所、財源の問題があるので、市が適切に支援してほしい。子育てサロンの活動充実を条例に盛り込むことを検討してもらいたい。

委員長

そこまで具体化すると条例にならない。それぞれの事業はアクションプランに盛り込むべきもの。ただ、話を聞くことで実態がわかってくることもある。また、主体の定義をきちんと確認しておくことも大事である。

事務局

社会福祉協議会は「地域住民」に含まれるものと考えている。もっとはっきり書くべきとの御指摘があれば反映していきたい。

委員

児童館・学童クラブはどこに入るのだろうと考えていた。学校における教育の重要性は議論の余地のないところであるが、児童館は遊びを通しての育成を重要視している点で、学校とは切り口が違う。学校関係者の括りに入るのは少し違和感を覚える。名称にこだわるわけではないが、名称により姿勢を明らかにすることにもなるので、憲章の目指す行く末にも影響を与えるのではないか。また、子育て支援の関連でいえば、保育園と幼稚園は担っている役割が少し違うと思う。

事務局

他都市の条例を見ると、例えば「学校関係者」を、いわば“育ち学ぶ施設”ということで学校、保育園、幼稚園、児童館等を含めて定義し、その施設の設置者、そこに勤める職員をまとめて「施設関係者」として定義しているところもある。そういった例も参考にしながら、御意見を反映し、事務局として工夫を重ねてまいりたい。

委員

民生委員の立場から。初めて憲章を見たとき、民生委員として常に念頭に置いておかなければならないものだと思った。民生委員の会合では、民生委員としての信条を必ず唱和しているのだが、そうすることで、その信条が頭にこびりついている。西京区の各学区では、信条と一緒に憲章も唱和することにした。大人として、京都市民として、頭にこびりつくような何かができたらよいと思う。

委員長

事務局作成の条例案のその他の項目に、“会合を開くときには憲章を唱和しましょう”ということ盛り込むということですね。

委員

女性会として憲章を作るときから関わってきた。当たり前のことが当たり前に出来ない社会になっているから、正しい大人の姿勢を子どもに見せるために憲章が作られた。難しいことをいうよりも、憲章を作ったときの思いに帰ったら、どこの団体がどの主体に含まれるのかといった枠のこと以前に、大人がきちんとした姿勢を示すことで解決していくものだと思う。

委員長

憲章の促進ということでいえば、憲章の制定に携わった各団体は、これまでに十分な取組をしてきたと言えるのだろうか。憲章に制定に携わってきた団体の中にも、もしかしたら憲章を知らない人がいるかもしれない。先ほどの「唱和」というのは、憲章を促進する方法としての具体的な提案のひとつ

つである。そういった具体的な方法が他にないだろうか。

委員

「憲章が素晴らしいのは十分にわかっているけれど、実際にはなかなか実践出来ない」ということが、私たち市民の正直なところ。憲章も条例も上から降ってきたものというイメージがある。市民に受け入れてもらうためには、市が憲章施策と銘打って、例えば子どもの医療費の助成等といった具体的施策を行えばよいのではないだろうか。

委員

京都には体育振興会があるが、同じように憲章振興会を作ってはどうか。各種団体といいながら、その枠から出られない団体も多いので、新しい団体を作りあげていくほうがよい。子育て振興ということで、例えば、食育振興会を作って、そこに憲章も入れるとか。また、予算がないのなら既存の団体を解体するのも必要かもしれない。

委員長

憲章を作ったのは市ではなく市民。もちろん憲章に基づいた施策も必要だが、基本は、私たち市民が何をしていくかということ。その側面として、極端ではあるが、既成の事実には囚われることなく、憲章のための組織変えも必要になってくるという意見もあるかもしれない。また、行政機関が抱えている問題の改善を要求することもあるだろう。

委員

憲章は市民が作ったものであるが、その実感は薄い。例えば、条例で「早寝・早起き・朝ごはん」を保護者に求めても、「大きなお世話だ」という声が聞こえてくる。「わかっているけど出来ない」という現実を見ないで突き進んでも何も変わらない。やはり、草の根的な声掛けといった地域の関係性の育みが必要なのであって、そのためには、NPOのような中間支援団体を通して施策を行うほうが建設的ではないかと思う。

委員長

後半部分はアクションプランのレベルとしてはそのとおりだろうと思う。ただ、条例としてはどういう表現になるだろう。

委員

地域での子どもの見守り活動の推進、協力団体への支援等の文言を整理すればよいと思う。

委員

もともと憲章が出来きたときには、皆ボランティア的な精神で見返りを求めるものではなかった。少しでも地域に貢献できればよいという思いから、今も子どもの見守り活動等を続けているおり、朝ごはんを食べていない子どもの家庭等への気づきにつながる。NPOがどうかではなく、その思い

を大切にしたい。

委員長

確かに身近なところでどう積み重ねるかである。ただ、今は声掛けをどうしたらよいかわからないという人間関係になっている。抽象的な表現のままでは、憲章と同じようになるので、具体的にはどうすればよいかということをお尋ねしたい。

委員

具体的ということではないが、みんなでやりましょうということは言い換えれば誰もやらないことになりかねない。むしろ憲章の普及と実践行動は市民が行うんだと言い切り、企業や市はそれをサポートすると割り切ればどうだろう。

委員

憲章は小学校等で配られているはずなのに、見たことないと言う人が多い。そこで私自身、どうやって配るか考えたが、どうしても知らないと言われてしまいそうに感じる。3歳児検診のときにお母さんに配っても同じだろう。やはり配るときにはお話がしたい。そのときには、きっと逆のことを話すだろうと思う。今は、正しいことを正しいままに言っても通じないから。条例を作ることによって憲章を知ってほしいと考えるならば、このまま条例を作っていくことに、何か違和感を覚える。もどかしさがある。

委員長

ポイントはプロセス。理念があって具体的なことがあると、それを繋ぐプロセスが欠けがちになる。ところが、そこが最も重要。多様なプロセスがあるのだから、ひとつひとつを具体化できない。プロセスを抽象化して普遍化できれば言うことはない。例えば、先ほど意見のあった「唱和する」というのは、反対意見があるかもしれないし、結果がどうなるかはわからないが、プロセスとしては非常に明確である。そういったプロセスが何か提示できればよい。こういった理念に取り組むとき、違和感というのは常に付きまとうもの。私の専門は刑法だが、犯罪はないのが理想。ただ現実には犯罪はあり、それに四苦八苦しているわけである。しかし、一步一步進めましょうと。それが条例を作ること。

委員

今までの経験から、保護者に周知する方法として最も効果があるのは、ノーテレビノーゲームデー等、子どもを通して親に伝えるということだった。タイムリーな問題にピンポイント的に取り組むのもいいかもしれない。私自身、研修会等で話すときには、必ず憲章に触れている。いろいろな会合に出て、問題があるのは保護者という指摘を受けることが多いが、保護者に対しては、PTA等の活動は憲章に繋がっているということを伝えてきた。条例で、携帯電話、インターネット、児童ポルノ、薬物、夜間の遊戯施設への出入りに触れることで、保護者に気づいてもらうことができれば。他都市に負けないような、先を見据えた条例にしたい。

委員長

後半部分については、罰則付きをお考えか。

委員

努力義務の段階で、罰則までは必要ないかと。

委員長

子どもの命を守るということ、これが条例を促す動機になっているのではないかと。ただ、憲章を前提として条例化することなので、どうしても理念的なものが前面に出ることになる。命を守るといった緊急の問題について明確に整理して、市民に対しこういうことを回避する努力をしましよと投げかける、こういったことについてはどうか。

委員

子どもを守る決意の表明を打ち出したほうがいいのではないと思う。また、努力義務とか規制はある程度なければと条例にならないと思う。

委員長

タイムリーなものは条例化しやすい、特に罰則規定がなければ。ただ、問題を難しくしているのは、そういった問題と理念という次元の違う問題を一緒にまとめるということ。事務局の案もそこに苦心して作られている。「市民みんなで頑張ろう」であれば憲章と同じ。市民の誰がやるのかということで、義務付けではないが、意識管理をしてもらおうというきっかけとしての「主体」は必要ではないか。

委員

骨子はよくできていると思う。骨子以外に必要なことを議論してはどうか。その後で、最終的に出来る出来ないのまとめをお願いしたい。

委員長

まず、事務局案の方向性は合っているのか、それとも抜本的に組み立て直すべきものなのかを確認したい。方向性は合っているから、何を付け加えるのか、あるいは何を削除するのか、ということで今後議論を進めていくことでよろしいか。

各委員

(反対意見なし)

委員長

合意が得られたということで進めていく。次に、先に意見のあった「条例は市民が主役。市はサポートに過ぎない。」との位置付けはどうか。それとも、市の協力なければ動かないということで、市

の役割も条例に規定していくべきか。

委員

「市民」というと漠然としすぎてインパクトが弱くないか。保護者に対して子どもが茶髪にしているのを見ると「私の子だしほっといて」と言う。社会の子どもということで、自分たちのフィールドで子どもたちのために何をすべきか、ということを経験したほうが良いように思うが。

委員

「市民」に求めるよりは「保護者」に求めたほうが具体的に見えるが、例えば「早寝・早起き・朝ごはん」といって「なるほど」と思う保護者は放っておいてもよい。それが届かない保護者に対してどうするかということであって、保護者の責務を個別に規定しても結果は同じではないか。事業者についても同じことがいえるが、事業者の責務として罰則を規定するならば意味はあるかもしれない。例えば、市バスがなくなる時刻まで働かせてはならないと書いてしまうと、それぐらいしないと響かない。学校関係者や市にしても、これ以上仕事を増やされても大変という反応ではないか。「市や事業者がなんとかしてくれる」と市民に思わせないことが大事。市民が作った憲章とするならば、それを進めるのも市民と条例に書き切るのがよいのではないか。

委員長

妥協点が出来たように思う。ほかに何か。

委員

「こんな子だといいいね」という理念が広がっていけばよいと思う。今の子育て中の親は、子育て楽しみに気がついているのだろうか。それどころか、まだまだ自分が楽しみたいと思っている親が多いのではないだろうか。子育ての楽しみを気づかせてあげるとか、コーディネートするということに責務を感じている。

明日から中学校は夏休みなのだが、子どもたちには、「しんどいことをしろ」と言っている。忙しいほど時間が上手に使えるようになる。火遊び、タバコを心配する声もあるが、普段から職場体験やデイケアで地域の人たちが子どもの顔を知っているので注意してくれる。

また、コンサートや美術に興味のない親が子どもの表現する場をふさいでしまわないように、ふれあいコンサートをしたりして表現する力を組織している。

しんどいことをやった達成感が大切。京都ならではの地蔵盆で地域と顔の見える関係ができる。「子育ては楽しい。子どもはかわいい。」そんなムードを広めていきたい。

委員長

主体についてはある程度御意見いただいたが、実践方策、行動として何か加えるものはないだろうか。メールでも何でも結構なので、事務局へ意見を届けてもらいたい。

いずれにしても、ライフスタイルを第三者が決めていく難しさに直面しているわけだが、一方で、公共をどのように実現していくかということを考えると、この条例で、個人主義と公共がどう結びつ

くかを提示できればよいと考えている。どの市民活動でも結局はプロセスなのであって、そこが上手くいかないといけない。どうプロセスを提示できるかについて腐心したいと思う。盛り込めるところはできるだけ盛り込みたいので、そういうアイデアを是非いただきたい。

次回の検討委員会では、叩き台となる条例案をお示ししたい。

(2) 市民公聴会等について

事務局

市民公聴会とフォーラムについて、次第や進行等、事務的な説明を行う。

司会

以上をもって、第3回検討委員会を終了する。